意見書案第１２号

米国政府の国際裁判所（ＩＣＣ）赤根智子所長らへの制裁に抗議し、
撤回を求める意見書

国際刑事裁判所（ＩＣＣ）は、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪など、国際社会において重大な犯罪について、責任を問うために設立された世界初の常設国際刑事裁判所である。

米国トランプ政権は、２０２６年８月１８日、赤根智子氏らを制裁対象に指定した。これにより、米国内の資産が凍結され、米国企業・金融機関との取引が遮断されるなどの措置を受けることになった。この制裁は、ＩＣＣが２０２４年１１月にイスラエルのネタニヤフ首相らに対する逮捕状を発行したことへの報復として行われたものであり、国際刑事司法の独立性・公正性を政治的圧力により毀損するもので、法の支配に基づく国際秩序を根底から揺るがす行為である。

赤根所長は「正義は常にこれと対極にあるものに優越しなければならない」と信念を貫く意志を述べ、わが国が世界に誇れる法曹人である。米国から制裁を受けた事態は、我が国として看過できるものでない。日本政府は、国際法と法の支配を尊重する立場を明確し、国際司法機関の独立性を守るために、必要な主張を毅然として行う責任がある。

よって、逗子市議会は、国に対し、次の事項を実現されるよう強く要請する。

１．米国政府によるＩＣＣの裁判官、検察官その他の職員に対する制裁措置について、ＩＣＣの司法の独立性と国際法に基づく法の支配を損なう行為として抗議すること。
２．米国政府に対し、ＩＣＣの裁判官、検察官その他の関係者に対する制裁措置の撤回を求めるとともに、ＩＣＣの独立した司法活動を尊重するよう働きかけること。
３．我が国の赤根ＩＣＣ所長をはじめ、米国の制裁対象となったＩＣＣ関係者に対し、国際社会と連携し、必要な外交的支援を行い、その職務遂行が妨げられないよう対応すること。また、ＩＣＣの財政基盤となる分担金拠出を含む支援を継続すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年１０月２日

逗　子　市　議　会